

○ 導入期加算 3 算定施設が実施する腎代替療法に関わる研修開催概要

1. 主催：研修の趣旨はあくまで導入期加算 3 算定施設（**地方厚生局が導入期加算 3 算定施設として受理した施設**）が主催で行うことを原則とする。
加算獲得の条件である。
※主催は導入期加算 3 算定施設名とし、院長の許可を必要とする。
2. 主催が 2 団体以上の場合：
 - (1) 他の学会、メーカーなどが導入期加算 3 算定施設（以下「加算 3 算定施設」という。）と研修を一緒に行う事は可能であるが、その場合 2 部に分けること。
 - (2) 第 1 部を加算 3 算定施設、第 2 部をメーカーが行う事は可能であり、その場合、同じ開催場所で、連続して行う事も可能である。
 - (3) メーカー等が行う内容（例えば第 1 部）にそのメーカー色が入ることは問題ないが、講演内容にメーカー色が入る講演時間は下記通番 9.の**参加確認の 90 分以上の視聴時間に、含むことはできない**。講演内容にメーカー色が入る場合は、事前に**日本腎代替療法医療専門職推進協会（以下「本推進協会」という。）**に届け出るものとする。なお、講演内容について**本推進協会が確認する場合がありますのでその旨留意すること**。
3. 後援：加算 3 算定施設が主催で実施する研修会について、主催する施設から本推進協会に後援依頼をし、承認を得るものとする。
後援を依頼する際には、**加算 3 算定施設の算定開始年月日**を本推進協会に届け出るものとする。
後援にあたって本推進協会は名義を貸す立場であり、協力する立場であり、加算算定を補償するものではないことをご理解ください。
4. 研修：腎代替療法に係る研修とは、「**在宅血液透析**」、「**腹膜透析及び腎移植に関する基礎知識**」、「**腎代替療法の特性に応じた情報提供**」及び「**腎代替療法に係る意思決定支援**」等の**内容が含まれる研修**であり、主に**在宅医療(HHD、PD)及び腎移植の普及に向けての双方向研修**とする。
5. 講習対象：導入期加算 1、2 の算定施設の医療従事者及び腎代替療法専門指導士とする。
6. 認定可能資格：施設認定（導入期加算）及び腎代替療法専門指導士更新資格
7. 講習方法：対面開催、あるいは WEB による双方向研修とする。議論はチャット、アンケート、Q&A 等でよいが記録として議事録を作成すること。
なお、作成したチャット、Q/A、質疑応答等の議事録は参加証と一緒に参加者に配布するものとする。

8. 参加者：入退室のログ入りの参加者名簿を作成し研修終了後に本推進協会に提出すること。
現地対面参加においては、現地での参加芳名録の写しを提出すること。
9. 参加確認：90分以上の視聴を義務として、視聴後の振り返りテストないしはアンケート等の解答をもって参加確認とする。
90分以上の視聴とは、研修会の講演を開始した時刻から研修会が終了（質疑応答等で延長した時間を含む）した時刻までとし、講演開始前の入室時刻は含めない。
10. 参加証：参加証は原則主催者が作成することとしますが、依頼により本推進協会が作成することも可能です。または、依頼により本推進協会から参加証の様式を提供することも可能です。参加証は施設認定と腎代替療法専門指導士の更新のための2種を交付する。
主催者が作成する場合の参加証は（主催）病院名、（後援）日本腎代替療法医療専門職推進協会の連名とし推進協会の公印を押印するものとする。
参加証は腎代替療法専門指導士の資格取得者に推進協会が提供する、研修記録（研修手帳）に写しを貼付するものとする。

令和4年12月28日付け施行

令和5年9月21日付け改訂

令和5年12月22日付け改訂

一般社団法人

日本腎代替療法医療専門職推進協会

理事長 中元 秀友

総務委員長 酒井 謙